



発行／糸島市商工会

福岡県糸島市前原北1-1-1

TEL 092-322-3535 FAX 092-322-1113

編集・発行人／山崎九十九

URL <http://ishokokai.net/>

E-mail itoshima@shokokai.ne.jp

発行日／平成28年1月25日

※広報や商工会に関するお問い合わせ、ご意見等をお寄せください。

新年にあたって

会 長 山 崎 九 十 九



新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には、穏やかな新年をお迎えの事とお喜び申し上げます。また関係各位と会員の皆様には、平素より商工会の事業運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて昨年の経済を振り返りますと、新聞やニュースで耳にする景気動向は、国全体としては、金融政策、財政政策、成長戦略を種とする、三本の矢を柱にした、経済政策の推進

により、ゆるやかな回復基調が続いていると言われています。しかし我々小規模事業者を取り巻く地方経済では、景気の実感にはかなりのバラツキがあるのでは無いでしょうか。経営者にとってはまだまだ厳しい状況が続くものと考えます。一方では、経済復活に向けた様々な施策が展開されているのも現実です。一昨年に小規模企業振興基本法が制定され、我々小規模事業者に伴う施策も数多く打ち出されております。昨年七月には、福岡県と糸島市のご支援を受け、交付金事業としてプレミアム付商品券事業、プレミアム率二〇%、総額三億六千万円という商品券を発行致しました。発売前から消費者の方々の関心が高く、商品券を初日に完売するほどの盛況ぶりでありました。商工会と致しまして、様々な施策を会員の皆様に情報提供し、関係各位との連携を強化しながら、会員の皆様と一緒に経営の改善や、事業計画の取組みに向けた支援に取り組んでいきたいと考えております。商工会も地域経済団体としての役割を全うして行きたいと考えております。結びになりますが、平成二十八年が、会員の皆様にとりまして、幸多き素晴らしい年になりますことを心より祈念申し上げ年頭のご挨拶いたします。

新会員紹介

H27年11月、12月において理事会が開催され、加入承認となりました事業所を紹介します。

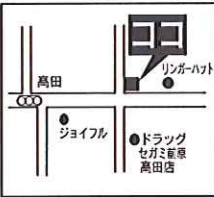
可也 九州高齢者住宅情報センター
志摩の湯
ーサービス業(温浴施設・飲食業)ー
志摩津和崎29-1
＜代表取締役＞飯尾 幸一



福吉 デルタソイル合同会社
ーサービス業・飲食業 他
(オートバイレンタル・喫茶・ギャラリー・直売所)ー
二丈吉井3815-117
☎326-5687
＜代表取締役＞石崎 環



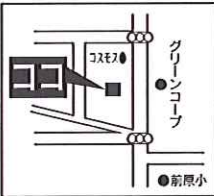
波多江 アースファクトリー
ー小売業・卸売業(飲料用水・機能水)ー
高田4-15-1-2F
☎335-1138
＜代表者＞藤本 俊三



怡土 ヨーキのおうち
わんこの美容室 りろ
ーサービス業(トリミング)ー
曾根620-2
☎070-5535-4948
＜代表者＞石崎 裕美



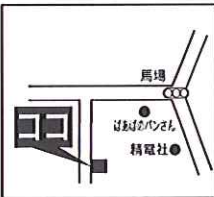
上町 有限会社 重松商店
ー運輸業(第一種貨物利用運送事業)ー
前原北4-16-46
☎324-8220
＜代表取締役＞重松 浩一



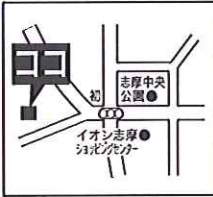
北部 森博己税理士事務所
ーサービス業(税理士業)ー
美咲が丘3-7-5 メソネット美咲102
☎332-9872
＜代表者＞森 博己



可也 Hand made in Fukuoka
ー製造業(木工家具)ー
志摩馬場195
☎332-7864
＜代表者＞濱本 大志



可也 ヨツジ工業
ー建設業ー
志摩師吉796-10
☎327-5016
＜代表者＞四辻 芳徳



マイナンバー 税務関係書類への番号記載時期について

	記載対象	一般的な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	(平成28年分の場合) 平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	(平成28年12月末決算の場合) 平成29年2月28日まで
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	(例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限 (開業届、青色事業専従者給与に関する届出、消費税簡易課税制度選択届出書等)

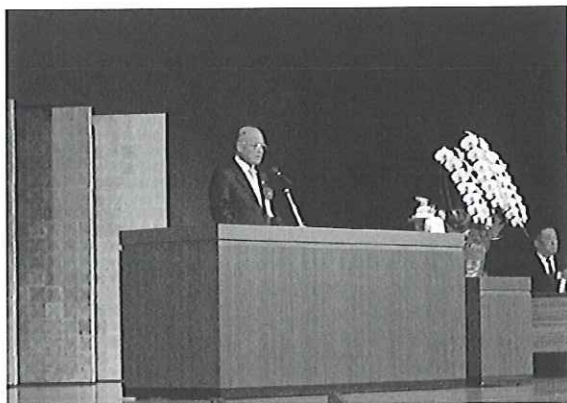
◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

新春交流会

1月8日(金)、毎年恒例の新春交流会を伊都文化会館にて開催いたしました。
当日は多くの会員の方々をはじめ、月形市長、谷口議長など多くのご来賓にご臨席を賜り389名の参加がありました。

またステージではいとしまPR隊Lovit's!や糸島二丈絆太鼓など迫力ある演奏で会場を大いに盛り上げていただきました。

また懇親会では恒例の福引抽選会が行われ、終始和気あいあいとした雰囲気でした。



確定申告

決算事務代行

- | | |
|---|---|
| ①平成27年度の収支が分かるもの
(現金出納帳・月別集計表) | ⑥売掛金・買掛金・未払い費用一覧 |
| ②控除証明関係
(国保・年金・生保・損保・医療控除・住宅取得等控除 等) | ⑦公的年金受給者は、源泉徴収票 |
| ③昨年度以前の申告書の控え | ⑧生命保険等の満期・解約金の支払い証明書 |
| ④固定資産台帳(車等購入された方は明細) | ⑨税務署から所得税・消費税申告書が送られて
きている方はそのもの(基本的には郵送されません) |
| ⑤商品(材料)棚卸表 | ⑩黄色の「確定申告受付簿」
(商工会からの案内に同封) |

※今回の申告書に、マイナンバーは必要ありません。

※早めにご提出下さい。提出は1月29日(金)まで

※分離・譲渡・贈与等の特殊な申告がある方は商工会の無料税務相談会をご利用ください。

持参
書類

【無料税務相談会】 ～あなたの税に関する疑問に顧問税理士がお答えいたします～

【開催予定日】

(本 所) 2/9、2/16、2/23、3/1、3/8、3/14、3/22 井上明彦税理士
(志摩支所) 2/12、2/18、3/3、3/14、3/24 池田清勇税理士
(二丈支所) 2/4、2/25、3/4、3/11 池田清勇税理士

※一相談につき30分～1時間程度
※事前申込制とさせていただきます
※申込は糸島市商工会本所まで

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

みなさまのおかげで50年



小規模企業共済制度がかわります

～より使いやすく、より多くの安心を～

平成27年8月 小規模企業共済法改正案が成立。施行日等詳細は、決まり次第HPでご案内します。



制度の特長

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

① 全国125万人が加入

昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国の経営者約125万人が加入しています。（※27.3未発表）

② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も税制メリット

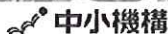
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能。契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は遺贈禁止。共済金・解約手当金の受給権は、国庫等への差押え以外には差押禁止債権として保護されます。

詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください



中小機構

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模企業共済

検索

www.smrj.go.jp/skyosai

①掛金は全額所得控除。受け取る共済金も退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱いとなり、節税効果があります。②共済金の額は、個人事業の廃止で掛金を約年1.5%相当で複利運用した額、また老齢給付（年齢が満65歳以上で掛金納付年数が15年以上）で掛金を約年1.0%相当で複利運用した額です。③急に事業資金が必要になったときは納付済掛金の8～9割の範囲内で事業資金の借入れが可能です。

加入できる方は、常時使用する従業員が20人以下の製造業、建設業等（商業・サービス業は5人以下）の個人事業主及び会社員等の役員、個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）です。掛金月額額は1千円～7万円の範囲内で自由に選べます。

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済



取引先の倒産から会社を守る制度です！
経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

① 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

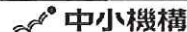
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「税金等額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（償還額60万円を含む）で毎月均等償還です。

② 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた資金繰りから控除されます。

③ 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

資金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。



中小機構

www.smrj.go.jp/tkyosai

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

経営セーフティ共済

検索

経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面してしまったときに資金を借入れることができる制度です。無担保・無保証人で、積み立てた掛金の10倍の範囲内（最高8,000万円）で被害額相当の共済金が借入れ可能です。毎月の掛金も税法上、法人の場合：損金に、個人の場合：必要経費に算入できるため、節税効果があることも特徴の一つです。

企業経営には、さまざまなリスクが潜んでいます。現在の取引先のリスク管理や、将来の取引先のリスク管理を考えることも重要です。手段の一つとして「経営セーフティ共済」を賢く利用することをご検討ください。

ネットde記帳

インターネットでできる経理ソフト



誰でも
楽々！

どこでも
楽々！

電子申告
まで！

消費税計算は④こわくない

消費税計算でお悩みですか？

商工会推奨の「ネットde記帳」にお任せください。

「ネットde記帳」は、インターネットでできる経理ソフトです。

あなたのお悩みを楽々解決致します。

そんな、

「ネットde記帳」は、月々わずかの費用でご利用いただけます！

万全のセキュリティで安心安全

バックアップ不要で手間いらず

建設業・不動産業・農業対応

詳しくはネットで！http://www.shokokai.or.jp/kicho/

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

平成27年度 第8回理事会報告

◆開催日時 平成27年11月25日(水) 16時
◆開催場所 糸島市商工会 本所 大会議室

【主な議案】

- ・ 会員加入、脱退等の承認について
新規加入6件、脱退5件、変更5件、全て承認。(会員数1,355)
- ・ 東日本豪雨による災害被害に係る義援金拠出の件、「赤い羽根共同募金」運動について協力する旨承認。
- ・ 糸島市マイホーム取得奨励金事業に係る当会商品券活用について市と協議していく旨報告。
- ・ 糸島市年末年始特別警戒パトロール隊出発式について役員3名参加予定となった。
- ・ プレミアム付商品券の換金率(76.6%)の報告と換金期限(H28.2.15)の連絡を行った。
- ・ 丸田池イルミネーション点灯式11/28と29日の案内と協賛金、式典への参加を募った。

平成27年度 第9回理事会報告

◆開催日時 平成27年12月16日(水) 16時
◆開催場所 糸島市商工会 本所 大会議室

【主な議案】

- ・ 会員加入2件、脱退2件、変更5件、全て承認。(会員数1,355)
- ・ マイナンバー制度並びに改正個人情報保護法の対応について規定を追加変更。
- ・ 新春交流会実行委員会より、新春交流会の出席予定者数についての報告とイベントの内容等を説明した。
- ・ 商工貯蓄共済と福祉共済の加入状況について報告。
- ・ 第4回福吉ジャズ 崎田治孝Trio JAZZ LIVE 1/16～1/17までの後援依頼があり、承認。

H27年度限定プレミアム付商品券について

◆プレミアム付商品券の換金日にご留意ください。

糸島市プレミアム付商品券は1月17日(日)で利用期間が終了しました。

商品券の換金は2月15日(月)が期限です。

お忘れなく換金手続きをお願いいたします。

※期日を過ぎますと、換金ができません。



◆公開 Wチャンス抽選会を行います！

日時:平成28年2月1日(月) 11:00～ 場所:糸島市商工会本所2階にて



この抽選券の
番号をご確認
できます！

※抽選会終了後
当選番号と当選商品が掲載
されたポスターを全取扱加
盟店様へ発送いたします。

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで



申告のこと、融資のこと。まず商工会にご相談下さい。様々な分野でみなさまのお手伝いをいたします。まずは小さなご相談でも是非商工会にいらしてください！

【主な一部支援事業】

◆無担保・無保証・低金利で融資！

『マル経融資制度』

- 小規模事業者に対して、経営指導員が6ヶ月以上経営指導を実施することを前提に融資の実行を推薦する、商工会・商工会議所だけが実施出来る国の融資制度です。
- 商工会の審査会で決定したのち、会長名で日本政策金融公庫に推薦を行います。
- マル経融資制度の仕組み

融資対象	小規模事業者
融 資 額	2,000万円以内
返済期間	運転資金：7年以内(据置1年以内) 設備資金：10年以内(据置2年以内)
融資利率	年1.15%(平成28年1月14日時点)
連帯保証人及び担保	保証人不要(法人申込の場合、代表者保証も不要)、担保不要



※事業の業種、事業の規模、財務状態によっては対象とならない場合があります。

◆専門家派遣

エキスパート登録されている中小企業診断士、弁護士、税理士等による専門指導

商工会では様々な問題解決の手助けを行うことを目的に

- ①現場中心の業務改善・品質管理
- ②創業支援・経営管理
- ③経営革新・生産技術向上
- ④人材育成・能力開発

など、それぞれの分野の専門家による経営支援を行っています。相談料は無料。但し、一部事業(経営・技術強化支援事業)の2回目以降の相談については一部相談者負担となります。

事務組合からのお知らせ

雇用保険の手続きはきちんとされていますか！

事業主は、雇用保険法に基づき、適用基準を満たす労働者について、事業主や労働者の意思に関係なく届け出なくてはなりません。この被保険者資格取得の届出が適正になされていないと、労働者の方が失業した場合などに支給される給付について、不利益を被る事態を生じることがあります。

ーパートタイム、アルバイト労働者も一定の基準に該当すれば、雇用保険の加入手続きが必要ですー

<適用基準>

- (1)31日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること。
(64歳未満が対象)
- (2)1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

以上、該当する方がいる場合は手続きが必要となります。

※詳しい内容、ご不明な点がある方はご連絡にてお訪ね下さい。

中小企業・小規模事業者関係 平成27年度補正予算案 補助金の施策情報

・ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金(ものづくり補助金)

試作品やサービスの開発、生産工程の改善のための設備投資を支援します。

例) ①機械設備の取得費用などを補助(一般型)

1件あたり1,000万円上限(補助率2/3)

②設備投資を伴わない小規模な額での取組も補助(小規模型)

1件あたり500万円上限(補助率2/3)

③大幅な生産性向上に取組む場合の補助(投資利益率5%以上)

1件あたり3,000万円上限(補助率2/3)

・中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業(省エネ設備の導入)

設備ごとの省エネ効果等で簡易に申請が行える制度を創設し、高効率な省エネ設備(空調、工場炉、給湯など)への更新を支援します。

補助率：設備取得費用の1/3

・小規模事業者支援パッケージ事業(持続化補助金等)

小規模事業者*が商工会と一体となって実施する販路開拓の取組を支援します。

1件あたり50万円上限(補助率2/3) ※従業員数が20名以下(商業・サービス業は5名以下)

具体的には、販路開拓用チラシ作成、商品パッケージ制作、集客力を高めるための設備導入などの費用を補助

※案のため、補正予算国会決議後決定します。詳しい公募要領、公募期間等の詳細については未定。

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで